

令和2年5月

お客様各位

新型コロナウイルス感染拡大によるガス料金の支払い猶予措置について（第3弾）

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社と致しましては、政府の要請を受けた対応として、3月19日より、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による生活困窮者に対し、ガス料金の支払いを猶予する措置を実施しておりますが、更なる感染拡大による影響を鑑み、第3弾として再度支払期限日の延長および対象月を拡大致しましたのでご案内致します。（既に支払期限日の延長をお申し出いただいたお客さまは、自動的に支払期限日を延長〔変更〕致します）。

対象は新型コロナの影響で休業を余儀なくされたり、失業に追い込まれたりして、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」や「総合支援資金」の特例貸し付けを受けられたお客様とさせていただきます。

具体的には、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」や「総合支援資金」の特例貸し付けを受けられたお客様で、当社へ特例貸し付け決定の通知を添えて申請を頂いたお客様に対して、以下の通りに延長致します。

- (1) 2020年2月分（支払義務発生日が3月19日以降のもの）、3月分および4月分のガス料金支払期限日をそれぞれ 3か月間延長致します。〔従来は2か月間延長〕
- (2) 2020年5月分のガス料金支払期限日を 2か月間延長致します。〔従来は1か月延長〕
- (3) 2020年6月分のガス料金支払期限日を 1か月間延長致します。〔新たに対象〕

本件に関する申請及びお問い合わせ先は、弊社担当事業所、又は、下記までお問い合わせ下さい。新型コロナウイルス感染拡大の一日でも早い収束を心より願っております。

大陽日酸エネルギー株式会社 本社 業務部 魚見（うおみ）

電話番号 0567-94-1887

※生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度。

以上